

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

① 北海道町村議会議員研修会〔北海道町村議会議長会主催〕
札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）

② 北広島市

(3) 派遣期間

令和7年7月8日～9日（2日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

2 その他

上記1の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。